

「やまぐち若手文化人等スキルアップ支援事業」

よくあるご質問について

Q1：「文化芸術」にはどのような分野が含まれますか？

- A1 やまぐち文化芸術振興プランにおける計画の対象範囲を分野とします。
- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他）
  - 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸 その他）
  - 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居、その他）
  - 生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化  
造花、押し花、盆栽、その他衣食住に関わる文化）
  - 国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケ その他）
  - 民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊り その他）
  - その他（景観、自然環境、その他）

Q2：「文化人等」とはどのような人ですか？

- A2 本助成金においては、プロの芸術家や専門家のみではなく、アマチュアの方々も含めた文化芸術活動に取り組む方を「文化人等」とします。

Q3：山口県外の研修会を受講したいと思います。この場合、旅費・宿泊費は対象になりますか？

- A3 若手文化人等が県外の研修会を受講し、スキルアップを図り、その後県内において地域の文化芸術活動へ成果を披露する取組を実施する場合に限り、対象となります。なお旅費・宿泊費については合理的かつ経済的な金額として、実行委員会が認める範囲内において対象とします（詳しくはお問い合わせください）。

Q4：事業名に「若手」とありますが、年齢制限はありますか。

- A4 「若手」の定義については、文化芸術の分野によって差異があることから、年齢制限は設定していません。これからの地域文化を担う将来性のある者・団体等と捉えてください。

Q5：申請書はホームページからダウンロードとなっていますが、インターネットに接続していません。またプリンターが無いので印刷できません。

- A5 実行委員会にご連絡ください。紙に印刷したものを郵送等いたします。